

○財務省告示第八十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年二月十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年三月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第二百二十五回）及び利付国庫債券（三十年）（第四回、第七回、第八回、第九回、第十一回、第十三回、第十六回、第十七回、第十八回、第十九回、第二十回、第二十一回、第二十二回、第二十四回、第二十五回、第二十六回、第三十一回及び第三十二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。その適用を受けるものとし、その

五 募入決定の方法 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行のうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十四年二月十日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券(第二回)	二・二%	平成三十四年四月二十三日	五十億円
利付国庫債券(第三回)	二・九%	平成三十四年四月二十二日	七十七億円
利付国庫債券(第四回)	二・三%	平成三十四年四月二十四日	二百九十一億円
利付国庫債券(第五回)	一・八%	平成三十四年四月二十四日	二百六十五億円
利付国庫債券(第六回)	一・四%	平成三十四年四月二十四日	十億円
利付国庫債券(第七回)	一・七%	平成三十四年四月二十五日	十億円
利付国庫債券(第八回)	二・〇%	平成三十四年四月二十五日	百一十億円
利付国庫債券(第九回)	二・五%	平成三十四年四月二十六日	六億円
利付国庫債券(第十回)	二・四%	平成三十四年四月二十六日	二百億円
利付国庫債券(第十一回)	二・三%	平成三十四年四月二十七日	七百八十億円

（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）
二・三%	二・二%	二・四%	二・三%	二・五%	二・五%	二・三%	二・五%	二・三%
日年平三成五月二十二	日年平九成五月二十一	日年平三成四月二十九	十年平日十成二月二十八	日年平九成四月二十八	日年平三成四月二十八	十年平日十成二月二十七	日年平九成四月二十七	日年平六成四月二十七
百三億円	十億円	十三億円	円百二十一億	六十億円	億六円百二十五	円百六十五億	九十二億円	六億円